

# 人的資本経営・リスクリング支援実施業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

人的資本経営・リスクリング支援実施業務

## 2 目的

人手不足が深刻化する中小企業の持続的な成長を図るとともに、中小企業における賃金引上げにつなげるため、業務効率化・新事業展開等で必要となるDXやGX等の新たな分野のリスクリングについて、中小企業における取組モデル構築や、中小企業における人的資本経営の導入促進を図る。

## 3 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和7年2月末日まで

## 4 委託業務の内容

企業を対象としたセミナーの開催と個別コンサルティングを組み合わせたリスクリングの支援を実施する。

### 【対象企業】

県内に主たる事業所を有する中小企業

※「中小企業」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

### 【支援内容】

(1) セミナーの開催及び課題把握のための導入手法検討

#### ①人的資本経営セミナー

人的資本セミナーに関して基礎的なことが理解できるセミナーと実践的な内容について学ぶことができるセミナーを開催すること。

回数：基礎編 3回程度、実践編 3回程度（合計6回程度）

時間：2時間程度/回

参加数：目標15社程度/回

開催場所：山口県内（委託者と協議の上、決定すること）

その他：基礎編は同一のセミナー内容とし、県内3か所（東部・中部・西部）以上で開催すること。実践編は各回異なる内容とすること。

#### ②導入手法検討

県内中小企業に対して、人的資本経営の導入を図るための手法の検討をすること。

委託者が実施する人的資本経営導入に関する県内企業向けアンケートについて、その集計内容を分析し、報告書を作成提出すること。

また、必要に応じてアンケート調査回答企業に個別訪問ヒアリングを行うこと。

分析対象企業数：100社程度

個別訪問企業数：15社程度

報告書提出期限：令和6年9月30日迄

その他：アンケートの実施にあたり効果的なものとなるよう、委託者と協議・情報

提供・アドバイス等を行うこと。

個別訪問企業は委託者と協議の上、決定すること。

### ③リスクリングセミナー

参加企業が取組を横展開していくための参考となるよう、リスクリングの取組事例を踏まえながら、効果や必要性について学ぶことができるものとする。

回数：1回程度

時間：3時間程度

参加数：目標50社程度

開催場所：山口県内（委託者と協議の上、決定すること）

## (2) 個別コンサルティングの実施

事業継続を確保したリスクリングに係る人材育成の方針の策定について、個別に支援を実施すること。

支援企業数：目標5社以上

- ・支援希望企業の実情やニーズ等のヒアリングや企業情報を基に、支援企業を選定すること。ただし、支援企業は委託者と協議の上で決定すること。
- ・企業が置かれた経営環境や今後の事業戦略、不足しているスキルを踏まえ、今後必要となるスキルの整理
- ・人材育成の方針や研修計画の策定
- ・リスクリングの必要性を社内へ共有するための支援
- ・人材育成に関する各種支援制度の情報提供
- ・原則、支援企業への訪問による支援とすること。
- ・複数の業態における取組モデル構築を念頭に、支援企業のフェーズやニーズに応じた支援を実施すること。
- ・支援の方針について、都度委託者と協議して支援を進めること。

### 【業務内容】

#### (1) 管理運営

委託業務全体の管理運営、実績報告書の作成等

#### (2) 事業実施

セミナーと個別コンサルティングにおける、企画、リーフレットの作成、周知PR、募集、参加企業の選定、会場や備品の手配、日程調整を含む参加企業への連絡、オンライン接続等のサポート、アンケート対応等

## 5 スケジュール（予定）

令和6年 6月上旬 審査会

6月上旬 委託候補先選定。契約締結。委託業務開始。

7月～ セミナー開催。個別コンサルティング開始。

令和7年 2月末 事業完了

## 6 実績報告

受託者は本業務完了後、実績報告書を財団に提出すること。なお、実績報告書には以下の内容を記載すること。

- ・リスクリングセミナー実施結果（アンケート等）
- ・個別コンサルティングの実施結果
- ・策定した人材育成及び社内への共有の方針等
- ・人的資本経営の導入に係るセミナーの実施結果
- ・人的資本経営の県内企業の導入に向けた手法の検討状況

※人的資本経営の県内企業の導入に向けた手法の検討状況については前述のとおり令和6年9月30日迄に報告書を提出すること

## 7 その他

- (1) 本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- (2) 委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。ただし、個別コンサルティングは社数や実施回数によって異なるため、契約額を上限として、実績に応じた額を確定額として支払う。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- (4) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) その他不明な点は、双方の協議により決定する。